

令和5年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（D日程入試）

## 憲法・民法・刑法

### 注意事項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのI）、民法につき1枚（そのII）、刑法につき1枚（そのIII）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

## 憲法（配点 100 点）

X はドキュメンタリー映画の監督であり、A 県における基地建設反対運動を記録するドキュメンタリー映画を製作する業務に従事していた。X は、A 県議会本会議（以下「本件本会議」という。）で、基地問題に関連する議案がとりあげられる予定であることを知り、ドキュメンタリー映画製作の取材のため、本件本会議をビデオカメラで撮影をしたいと考えた。なお、A 県議会の継続取材を目的とするため A 県主要メディアが中心となって構成されている任意組織として A 県政記者クラブがあるが、X は同記者クラブに所属していない。

A 県議会傍聴規則 15 条は、「傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、録音し、または情報通信機器類を使用してはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない」と定める。さらに、A 県議会においては、A 県議会先例録が作成されているところ、傍聴に関しては、①「傍聴席において写真撮影しようとする傍聴人は、議長の撮影許可を得なければならない。傍聴人には、本会議の撮影（ビデオカメラの類い）及び録音を許可しないのを例とする」、②「A 県政記者クラブに加盟している報道機関の記者及びカメラマンは、その都度許可を得ることなく、本会議の撮影及び録音ができる」との各先例がある。

X は、本件本会議の傍聴をするため議会事務局に架電したところ、議会事務局の担当者は、X に対し、A 県政記者クラブに所属する記者は撮影の許可を得ることなく本会議をビデオカメラで撮影できるが、それ以外の者が本会議を撮影するためには、事前に A 県議会議長の許可を得る必要があると説明したうえで、撮影許可申請書の書式を示し、同申請書に記入して同議長に提出するよう教示した。X は、同申請書に遺漏なく記入したうえで、同議長にこれを提出したが、同議長は本件本会議の撮影を許可しない旨の処分（以下「本件不許可処分」という。）をした。

以上の事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。なお、本件不許可処分の憲法適合性が司法審査の対象になるか（一般市民法秩序に影響をおぼさず議会の自律的解決にゆだねるべき問題といえるか）について論じる必要はなく、司法審査の対象となることを前提として解答すること。

## 民法（配点 100 点）

小説家である A は豊島区に甲土地を所有していた。A の日常業務の大部分は、A が 10 年前より雇っている B が行っていた。B は、自らが投資していた仮想通貨の大幅な下落によりほぼ全資産を失ったが、居住していた賃貸マンションの更新費用に 100 万円近い金銭を必要としていた。B は、池袋で開催していた自己啓発セミナーで知り合った C から甲土地を購入したいと頼まれたため、「どうにかして差し上げましょう」と請け合い、B は、A 不在の折に A の印鑑等を勝手に持ち出して AC 間の甲土地の売買契約書を偽造し、C に交付した。B は C に対し、登記移転に先立ち代金の支払が必要であるとして代金前払いを要求したため、C は、甲土地の代金の一部 1000 万円を前金として B に支払ったところ、B は同代金を持って行方をくらました。困った C は、同じく自己啓発セミナーに来ていた法学部生 D・E に相談したところ、D は「それは表見代理の問題です」とアドバイスをしてきた。しかし、E は「表見代理の問題なのだろうか。別の問題では？」と言っている。AC 間の法律関係について説明しなさい。

（配点 100 点）

## 刑法（配点 100 点）

暴力団員の組長である X は、組織を運営する資金に窮したため、一人暮らしの資産家であり、自宅に貴金属類などをたくさん保管している A から、金品を盗むことを思いついた。そこで、X は、配下の Y を呼び、上記計画を説明し、A 宅に盗みに入るのに適した日時を調べるよう命じた。Y は、X の命に従い、A の行動を調査したところ、1 週間後に A が一泊二日の旅行に出かける予定であることを突き止め、その旨を X に報告した。これを受け、X は、Y に対し、適任と思われる組員とともに、A が不在となる 1 週間後に A 宅に侵入し、金品を盗むよう命じた。

Y は、若手の組員で Y の舍弟分である Z に声をかけ、Z は、Y の指示に従い、両名はともに A 宅に盗みに入ることにした。A が不在となる予定の日の晩、Y と Z は、A 宅に赴いたが、A 宅はなぜか明かりがついており、A が自宅にいることがわかった。A は体調を崩し、旅行を中止したのであったが、Y と Z は、計画に失敗して X の叱責を受けることをおそれ、A 宅に侵入すると、Y が、居間にいた A の首に護身用のため普段から Y が所持していたナイフを突き付け、「金目のものをだせ。」と言った。A が黙って、居間のキャビネットを指さしたため、Z がキャビネットの中身を物色し、現金及び貴金属類を発見し、Y と Z は、これらを予め用意していたバッグに入れて逃走した。

X・Y・Z の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

[このページは空白です。]